

～ 戦傷病者の妻の方々に特別給付金が支給されます ～

- 1 目的** この特別給付金は、戦傷病者を永年介護されてきた奥様のご労苦に対し、国として慰藉を行うことを目的として、戦傷病者の奥様に支給するものです。
- 2 内容** (1) 「第十八回特別給付金」または「第二十回特別給付金」を受給されていた戦傷病者の妻の場合
上記国債を時効により失権した場合でも、各制度の対象となります。
- 「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」の継続支給
戦傷病者の方が、平成18年10月1日に、増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金等を受けている場合に、その妻に支給します。
 - 「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」の特例支給
戦傷病者の方が、平成8年10月1日（又は平成5年4月1日）以降平成15年3月31日までの間に、一般の怪我や病気で死亡（平病死）された場合に、その妻に支給します。
 - 「戦没者等の妻に対する特別給付金」の支給
戦傷病者の方が、平成8年10月1日（又は平成5年4月1日）以降平成15年3月31日までの間に、公務傷病や勤務関連傷病で死亡された場合に、その妻に支給します。
- (2) 新たに戦傷病者の妻となられた場合
「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」の新規支給
- 平成13年4月2日から平成15年4月1日の間に、夫が戦傷病者として、増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金等の受給権を取得した場合に、その妻に支給します。
 - 上記の期間内に、戦傷病者としてこれらの年金を受けている方と婚姻をした妻に支給します。
- 3 申請期間** 平成18年10月2日から平成21年9月30日
- 4 請求窓口** 美波町住民福祉課・由岐支所住民福祉室

～ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第八回特別弔慰金)が支給されます ～

- 1 支給の対象者** 平成17年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係を有していた 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹
(戦没者等と生計関係を有していなかった方、平成17年4月1日において婚姻により姓が変わっている方又は遺族以外の方と養子縁組をしている方は除かれます。)
4. 上記3以外の 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹
5. 上記1から4以外の三親等内の親族
(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。)

- 2 支給内容** 額面40万円、10年償還の記名国債
- 3 請求期間** 平成17年4月1日から平成20年3月31日
- 4 請求窓口** 美波町住民福祉課・由岐支所住民福祉室

【お問い合わせ先】 美波町住民福祉課 ☎ 77 - 3614 ・ 由岐支所住民福祉室 ☎ 78 - 2212